

共済事業の運営方針

公益社団法人全国子ども会連合会（以下「当会」といいます。）は、役員のリーダーシップの下、共済事業の業務の適切性と財務の健全性を確保し、利用者保護の実現を図るために次のとおり運営指針を策定します。

○ コンプライアンス（法令等の遵守）

共済事業は、法に基づき行政庁から認可を受けた事業であることから、全ての役職員は法令のみならず当会が策定する諸規程を遵守するものとします。

具体的には、コンプライアンス規程を策定し、役職員その他の共済事業に従事する者に対して周知徹底させてまいります。

○ リスク管理

リスク管理規程を策定し、リスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ってまいります。特に財務のリスクに関しては、被共済者数の増減、事故発生頻度及び事故発生状況の調査を行い、事故の未然防止（安全教育全般）に取り組んでまいります。

○ 被共済者保護に対する取り組み方針

被共済者保護を最優先とし、契約募集、契約管理及び共済金支払等の業務の適正化に向けて、具体的な施策を実施してまいります。

○ 業務の適正化

業務の適正化を実現するために審査態勢の適正化をはかり安定的な共済事業の運営を図ってまいります。

また、法令や事務に関する理解を深めるため、研修を通じ役職員その他の共済事業に従事する者に対して周知徹底させてまいります。

○ 財務の健全化

共済事業の安定化に向けて、予算の適正な執行、審査態勢の適正化、共済金等支払いにかかる事務の適正化を図ってまいります。

○ 反社会的勢力への対応方針

当会は、反社会的勢力の不当な要求などに対しては、警察や弁護士等と連携を取りながら、毅然とした姿勢で臨んでまいります。

○ 苦情処理・各種問合せの体制

苦情処理や各種問合せについては、窓口の一本化をはかり、いただいた意見や要望などをその対応状況とともに管理し、再発防止に努めてまいります。

附則

この運営方針は、平成 24 年 2 月 20 日から施行する。

この規程は、公益法人への移行に伴い平成 25 年 5 月 14 日改正し、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。改正内容は、社団法人を公益社団法人に改正する。